

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	3-1
処分の種類	協力命令、保管命令			
根拠法令条例等・条項	大規模地震対策特別措置法第27条第3項			
処分の概要	<p>知事は、地震防災応急対策に係る措置を実施するために特に必要があると認めるときは、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋、物資を使用し、若しくは物資を収用することができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (災害は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難。)</p> <p>【参考】 大規模地震対策特別措置法第27条第3項 都道府県知事は、第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第八条から第十条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。</p>			
基準の制定根拠	—			